

意見の概要

日本国憲法前文には「その福利は国民がこれを享受する」と規定し、これは人類普遍の原理であり、それに反する一切の憲法・法令・及び詔勅は排除するとまで言いきっている。従がってこれが改廃等は軽々に言うべきでないことは当然のことである。本件については、憲法の他の重要部門である「絶対平和」「主権在民」等との関連もあるのであるが、私はこの基本的人権について改正の立場から意見を述べたい。

1、先ず第一は「国民の権利及び義務」としての第3章（第10条～第40条）は、権利及び義務と言っても権利義務は表裏一体であるべきなのに、余りにも権利のみが際立ち義務か少ないと言うことである。

2、次ぎに諸権利についても、時代が大きく転換しているのに「事情変更の原則」や「法の類推解釈」では到底不可能な現状に目が閉じられていることである。例えば現憲法が制定された昭和22年の国民平均寿命はやっと人生50年が現実のものになった（男50歳女53歳）又3年後できえ（昭和25年）国民所得は123ドルで米国の僅か8%に過ぎない。当時は大都市は焼け野が原、エンゲル係数は100%に近くどん底に喘ぎ、現在とは全くかけ離れた時代に制定された憲法である。

最後に具体的に改正項目の幾つかを申し上げたい。

3、道徳教育を徹底すること。現在の親達は中小学校で日本古来の道徳も良き伝統も学ばず、加えて核家族により祖父母等との影響は稀薄になり、誠に憂慮すべき状況にある。

4、宗教とは何か、何故人間は宗教を必要とするのかの基本を教えるべきである。これは1宗1派に偏し、国が宗教に関係したりすることではない。現在信教の自由と言っても20万近くある宗教法人を選ぶ尺度が必要であると言うことである。

5、その他親子家族関係、郷土愛や愛国心等をも挿入すべきである。
以上雑駁失礼ですが、間もなく消え行く老骨の戯言とお許し願いたい。